

議 長 日程第6「承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度松田町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第1号））について御説明をさせていただきます。

本件の事業につきましては、町有地、寄字1番地の売却に係る一般競争入札を4月7日に行ったところ、平成27年度に松田町が土地開発基金で購入した土地の一部が落札したことに伴い、早急に土地の売買契約を締結するため、土地開発基金から一般会計で買い戻すための補正をさせていただきたく、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月9日付で松田町一般会計補正予算（第1号）を専決処分により補正を行いましたので、本臨時会に報告させていただきたく、承認を求めるものでございます。

それでは、8、9ページの歳入でございます。まず、本件につきましては、寄1番地の土地で、国道245号線を挟んで、濁沢及び川音川の土地の一部、1,451.74平米の歳入となったものでございます。款、財産収入、財産売払い収入で、町有地売却収入として2,100万円の増額補正をするものでございます。

続いて、10ページ、11ページ、歳出でございます。総務費、総務管理費、財産管理費の節、公有財産購入費については、歳入でも御説明させていただいた土地を公有財産購入費として、歳入同額の2,100万円の補正を行うものでございます。今回の補正につきましては、土地開発基金から一般会計で買い戻すための補正でございます。本件の土地の売却により、4月9日付で専決処分を行ったものでございます。今後、台帳補正をするとともに、基金の目的に沿った事業の円滑な執行を推進してまいります。

以上、専決処分承認を求めることについて、よろしく願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お伺いをいたします。これです、土地開発基金会計の現金及び土地開発基金の面積がですね…。

議長 井上議員に申し上げます。マスクを外してください。

6 番 井 上 今回のこの2,100万円ですね、土地開発基金からの買戻しに伴ってですね、現金、土地開発基金の今後ですね、現金と保有面積についてお知らせいただきたいと思います。

政策推進課長 まず現金につきましては、ここを含めまして7,640万792円でございます。土地の面積につきましては、1万9,177.86平米になります。土地の金額につきましては、2億9,046万7,389円でございます。以上です。(私語あり)面積、はい。土地の面積につきましては、1万9,177.86平米でございます。土地の金額ですね、購入価格、金額につきましては、2億9,046万7,389円になります。そして現金ですね…現金はいいですか。以上です。

6 番 井 上 結構です。

議長 ほかにございますか。

5 番 田 代 1点質問させてください。今の政策推進課長の説明で、最後に、このお金については今後、基金の目的に沿った円滑な執行をするというふうに説明されたんですけど、どういったことでしょうか。

政策推進課長 この基金の目的につきましては、町の公共的な事業あるいは公共の用に供する事業という基金の目的がございますので、ここを一般会計から買戻した額について、あわせてですね、今後進めていくものでございます。以上です。

5 番 田 代 以前、この寄1丁目のことについて一般質問で議論したときに、10年間の買戻し特約というお話をされたと思います。基金に積んでしまうと、買戻し特約がそういった問題が発生したときに、それから戻せないような感じするんですよ。そうすると財調なり一般財の何らかの形で対応になるのかなということなんですけれども、その辺に関してはいかがでしょう。

政策推進課長 こちらの基金の目的に沿って、いろいろ確認をしたことなんでございますが、目的に沿って一回買戻しをしたものの、財源から町の目的のものを出すという

ことであれば、それが…出すことであれば、その執行は問題ないという判断でこれからさせていただきたいと思います。これからですね、さまざまな事業がございます。例えば駅の周辺事業等もございますので、そうした部分について一回町の目的を持って、先行取得をして買い戻すというようなことの執行は可能という判断のもとに執行していきたいというふうに考えてございます。

5 番 田 代 ちよっとよくわからないんですけども、今の公共事業のための基金、先般新設された基金ですよね。（私語あり）あ、そうか、土地開発基金ね。その場合に、土地開発基金に積んで、それで買戻し特約の執行する場合は、それからおろせると、そういう内規をつくるわけですか。それとも制度上それが可能なわけですか。その件について再度、聞かせていただきます。

政 策 推 進 課 長 こちらのにつきましては、国や県のほうのいろいろ調査をした結果、その辺は可能だという判断をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。以上です。

5 番 田 代 わかりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

（「ありません」の声あり）

質疑を打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第1号））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。